告示

		日	号外	ページ
	○内閣			
一	国事に関する行為の委任について	一二	特30	一
二	国事に関する行為の委任の解除について	二六	特31	一
	○内閣府			
七三	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件	五	125	七四
七四	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件	一〇		二
七五	内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件	一二		三
	○公正取引委員会			
二	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法の一部を改正する件	一八	134	一
三	製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法を指定する件	一八	134	四
	○公正取引委員会、消費者庁			
四	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	一一		三
	○国家公安委員会			
二五	移動用小型車の型式認定番号を指定した件	四		一
二六	原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件	四		一
二七	駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	四		一
二八	普通自転車の型式認定番号を指定した件	四		二
	○個人情報保護委員会			
七	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示	一一		一
	○金融庁			
二九	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務等の一部を改正する件	一二	130	五三
三〇	信用金庫法施行規則第六十四条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件	一二	130	五五
三一	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第一項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第九項第二号の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件	一二	130	五六
三二	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件	一二	130	五七
三三	保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を改正する件	一二	130	五八
三四	電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件	二四		四
三五	金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件を廃止する告示	二四	138	三六四
三六	事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件の一部を改正する件	二五		二
三七	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	二五		二
三八	金融商品取引法施行令第七条第五項第二号の規定に基づき電子情報処理組織を指定する件の一部を改正する件	二六		三
三九	高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件	二六		三
四〇	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	三〇		二
	○金融庁、財務省、経済産業省			
二	株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件	一二	130	五九
	○金融庁、厚生労働省			
二	労働金庫法施行規則第四十五条第三項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等の一部を改正する件	一二	130	六一
三	労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件	二五		三